

第65版（2024年）の重要な変更点および改定点

IATA 危険物規則書第65版は、IATA 危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）による変更点だけでなく、2023年 — 2024年版 ICAO 技術指針（ICAO Technical Instructions）の改定点を網羅している。以下のリストは本版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

2 — 制限 (Limitations)

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物 — 電池駆動の移動補助機器の規定（2.3.2.2 – 2.3.2.4）は、移動補助機器の輸送に伴うすべての手順に関する指針についての注を通じた参照を含むため改定された。

2.8.1 — 政府例外規定 — リスト（2.8.1.3）および政府例外規定のリスト（2.8.2）は、アルゼンチンおよびフィリピンにより提出された政府例外規定、ポーランドより提出された例外規定の重要な変更および既存の政府例外規定の改定を含むため改定された。

2.8.3 — 運航者例外規定 — リスト（2.8.3.4）および運航者例外規定のリスト（2.8.4）は China Postal Airlines（中国郵政航空）、European Cargo（ヨーロッパアンカーゴ）、FITS Aviation（フィッツ・エア）、JEJUair（チェジュ航空）および Ruili Airlines（瑞麗航空）により提出された例外規定、Egyptair（エジプト航空）により提出された例外規定に対する重要な変更および該当する修正マークにより識別されるような既存の運航者例外規定の改定を含むため改定された。

5 — 包装 (Packing)

包装基準 (Packing instructions)

5.2.0.9 — 引火性ガスを収納する再充填不可のシリンダーは水容積が1.25Lを越えないよう制限されることを識別するため改定された。

PI952 — “機器 (equipment)” に対する参照を含むため改定された。

PI954 — ドライアイスを受納する包装物がオーバーパック内に入れられる場合、オーバーパック内のドライアイスの合計正味量 (total net quantity) をオーバーパックの外側にマークしなければならないことを識別するために改定された。

6 — 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

6.0.3 — 包装物上の国連規格マークの要件および様式が明確化された。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

7.1.7 — オーバーパックのマーキング—包装基準954に対する変更に伴い、オーバーパック上のマークの規定が、オーバーパックにドライアイスが含まれている場合、オーバーパックには常にオーバーパック内のドライアイスの合計重量 (Total weight) がマークされなければならないことを識別するため改定された。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.6.9.2, ステップ6 — A 新規の注が、組合せ容器の外装容器内の内装容器の種類、個数および正味量は記載する要件がないことを強調するため副項 (a) の最後に追加された。

10 — 放射性物質 (Radioactive Materials)

10.8.3.9.1 — 危険物申告書の情報の順序1についての記載例が、放射性物質が副次危険性を有する場合、正式輸送品目名は技術的または化学的な名前でも補足されなければならないことを取り扱うため追加された。

10.8.6 — 2つの新しい例が、副次危険性を有する放射性物質はどう記載されるべきかおよびオーバーパック内の輸送物はどう表されるべきかを示すために追加された。

付録D — 当局の連絡先情報が最新のものとなった。

付録E — 国連容器の販売業者 (E.1) および容器の試験施設 (E.2) のリストに変更がなされた。

付録F — 販売代理店 (F.2) のリストが改定された。IATA 認定教育訓練校 (F.3 — F.5) は新規のCBTAセンタープログラムに加入した機関を含めるため最新のものとなった。

付録H — 今後の変更 — 新規の付録が、国連モデル規則23改定版から生じた変更の採択に基づき2025年1月1日より発効となる変更の詳細だけでなく、技術指針の2025 — 2026版に導入されるICAO危険物パネル (Dangerous Goods Panel) によって合意された変更を提供するため、今版のDGRに追加された。これらの変更には以下を含む。

- 新規の例外が、リチウム電池を組み込んだデータロガー (data loggers) および貨物追跡器 (cargo trackers) についてH1.2.7に示されている。

この例外はICAO危険物パネル (ICAO DGP) の最終合意を条件とするため、角括弧で示されている。

- H2.3.2.4.3に、リチウムイオン電池が移動補助機器に組み込まれたままの場合、ワット時に制限はないことを明確にするため注が追加された。
- カテゴリーAの病原菌表示リストが、猿痘ウイルスが培養物のみの場合、カテゴリーAであることを示すため改定された。
- H3.9.2.5.5が、本規則の規定からのコロナワクチン (COVID-19 vaccine) に関する除外を、例えばワクチンのような、臨床試験のそれらも含めすぐに使用できるような形で包装されているすべての薬品にも新たに適用するよう改定された。
- ナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries) に対して新しい分類の規定がH3.9.2.7に追加された。
- 危険物リストが最新化された。以下の新しい品目名が含まれる。
 - UN0514、火災抑制剤散布装置 (Fire suppressant dispersing devices) 区分1.4S
 - UN3559、火災抑制剤散布装置 (Fire suppressant dispersing devices) 第9分類
 - UN3554、製品に含まれるガリウム (Gallium contained in manufactured articles)
 - UN3551、ナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries)、UN3552、機器に組み込まれたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries contained in equipment) およびUN3552、機器と共に包装されたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries packed with equipment)、全て第9分類
 - UN3556、リチウムイオン電池で駆動する乗り物 (Vehicle, lithium ion battery powered)、UN3557、リチウム金属電池で駆動する乗り物 (Vehicle, lithium metal battery powered) およびUN3558、ナトリウムイオン電池で駆動する乗り物 (Vehicle, sodium ion battery powered)
- 特別規定の改定および追加。以下を含む。
 - A40を区分4.1の鈍性化された火薬類と同様に、第3分類の鈍性化された火薬類にも適用を拡大するための修正。
 - A69をガリウムへの参照も含むための修正。
 - A88, A99, A146およびA154をナトリウムイオン電池にも適用を含むための修正。
 - A107を、危険物を含む装置、物品又は機器が5Lおよび/または5kgまでの環境有害物質を含むことを許可するための改定。
 - A185およびA214が、新しい品目名のリチウムイオン電池、リチウム金属電池およびナトリウムイオン電池駆動の乗り物に関する参照および要件を取り込むための改定。
 - A190が、A190に従って輸送される中性子線探知機には特別規定A2が適用されないことを明確化するための改定。
- 包装基準への改定および追加。以下を含む。
 - 包装基準869に、ガリウムを含む製品に関する規定を含むための改定。
 - 包装基準952に、リチウムイオン電池、リチウム金属電池およびナトリウムイオン電池で駆動する乗り物に関する規定を含むための改定。
 - 包装基準961に、UN3559、火災抑制剤散布装置 (Fire suppressant dispersing device) を含むための改定。
 - UN3551、ナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries)、UN3552、機器と共に包装されたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries packed with equipment) およびUN3552、機器に組み込まれたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries contained in equipment) に対する新しい3つの包装基準の追加。
- ナトリウムイオン電池の新しい国連番号の参照を含むため、“リチウム電池マーク”に対する改定。マークは“電池マーク”となる。
- 有機過酸化物の表の最新化。